

## 第 1 5 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木） 午前9時00分から午前10時20分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 15名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	3	緩利 哲治	委員	11	奥村 喜美子
委員	4	曾我 秀美	委員	12	寺田 勝典
委員	5	中本 芳美	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	6	福野 憲二	委員	15	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	16	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	17	山川 芳範
委員	9	勝井 麻有美			

5. 欠席委員 議席 1 番 藤井 利徳 委員  
 議席 1 4 番 植西 良隆 委員  
 議席 1 9 番 伴 慎也 会長

6. 議 長 議席 1 8 番 今井 百合 副会長

7. 議事録署名委員 議席 1 2 番 寺田 勝典 委員  
 議席 1 3 番 黄瀬 忠幸 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 副会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

- 議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第77号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第78号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 報告案件1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

### 6) 報告事項

- 事務局報告

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	西田 輝彰
係長	澤田 均

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は3名。遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は15名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席12番寺田勝典委員、議席13番黄瀬忠幸委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第74号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号40について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号40番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は譲渡人の先代時から、譲受人が構成員である営農組合が引き続き耕作しており、今回、譲渡人の相続登記を機に、併せて土地整理をしたい旨の意向があったため、農地の所有権移転について双方に合意し申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号40については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局の説明の通りです。この件については、相続登記に併せて土地整理を行いたいとのことでしたので、特に、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号1山中です。今、説明のあった通りです。譲受人も農地を守るということでしたので、集落が進める農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号40について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号40については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号41について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号41番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は一部不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて新たに農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は農業をしながら田舎暮らしを希望されており、農業への従事期間を十分に確保しつつ、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号41については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。譲渡人は過去に申請地周辺に住んでおられましたが、両親が亡くなられたため空き家バンクに登録されました。空き家バンクを通じて新たに農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意されました。申請地は、大変小さな田で大きな機械が入りにくい場所です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号1山中です。今、説明のあった通りです。譲受人も農地を守るということでしたので、集落が進める農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号41について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号41については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号42について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は譲受人の所有する農地に隣接し、以前から一体的に耕作されていたことから、今回、土地整理をしたい譲渡人と農地の所有権移転について合意し申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号42については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。譲渡人と譲受人は隣同士で居住されています。申請地は譲受人の所有する農地に隣接し、以前から一体的に耕作されていたことから所有権の移転を行いたいため申請されました。9月3日に山中推進委員と現地確認を行い特に問題ありませんでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号1山中です。今、説明のあった通りです。譲受人も農地を守るということでしたので、集落が進める農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号42について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号42については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号43について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号43番について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢であり、また遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、家庭菜園を行うにあたり利便がよい譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地の隣地に居住しており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号43については、議席19番伴委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。9月7日に林田推進委員と現地立会を行い、譲受人から説明を受けました。譲渡人は高齢のため農地の管理が行えないことから、申請地に隣接する譲受人に相談されたところ、農地の管理について快諾されました。

申請地は雑草に覆われていたため、野菜を作るための適切な管理を伝えたところ、草刈りを行い譲受人の畑と一体的に耕作されるとのことでした。また、農小屋も併せて活用するとのことでしたので許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3林田です。事務局説明の通りです。9月7日に現地確認を伴会長と行いました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号43について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号43については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号44について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号44番について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地および青地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は親族居住用に申請地の隣接家屋を購入しており、

親族協力のもと、申請地にて野菜および水稻の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、既存の農舎を活用すると同時に、必要な農機具を借用するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号44については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。9月21日に申請者と中邨推進委員の3名で現地確認を行いました。今後も農地として利用されるとのことでしたので、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号20中邨です。奥村農業委員の説明の通りです。農地として利用するというのを聞いておりますので問題ないと思います。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号44について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号44については、許可とすることに決定いたします。  
議案第74号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第75号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
4条調書、整理番号5について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番について説明します。調書は6ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。申請地を駐車場にするための申請です。

計画によると、申請人は近隣に居住しており、2台分の駐車場として確保されます。新たな造成工事はなく、地盤は隣接里道に向けてやや勾配がとられているものの、高低差はほとんどなく、土砂流出は見込まれません。雨水排水は自然地下浸透処理ですが、周囲は道路と宅地に囲まれており、面積も狭小であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号5については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局説明の通りです。9月10日に現地確認を中森推進委員と行いました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号2中森です。事務局説明の通りで、特に問題ないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号5について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号6については、議案第76号「農地法第5

条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号39と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番と、議案第76号、整理番号39番について説明します。4条調書は6ページ、5条調書は8ページで、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街化調整区域の第3種農地です。

申請地を自己用宅地及び庭にするための申請です。今回、4条調書の申請人と5条調書の譲受人は親子にあたり、親の所有する農地において、親所有の建築物を共同利用されます。この場合、親は所有権に基づく転用事業を行うものとして第4条による許可申請が必要であり、また、子は土地の使用収益を受けるための第5条申請が必要となります。計画によると、建築面積147.58平方メートルの建物を建築されます。建ぺい率は23.2パーセントです。新たな造成工事はなく、北側にはすでに建築物があり、南側は屋敷畑及び通路として利用されています。雨水排水は、敷地内の既設排水処理施設を通じて処理されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

農地法第4条第6項並びに農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号6及び5条調書、整理番号39については、議席8番山崎委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。事務局の説明の通りです。黄瀬推進委員と現地確認を行ったところ、周辺に何の影響もないため問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号8黄瀬です。事務局の説明の通りです。申請地は集落内にあり、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号6について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、4条調書、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号39について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号39については、許可とすることに決定いたします。

議案第75号については以上であります。

議長 続きまして、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号38について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号38番について説明します。調書は8ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の賃貸借です。申請地は昭和50年代に圃場整備された第1種農地ですが、拡張にかかる部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可できるとされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、譲受人は近隣で建設業を営んでおり、自社敷地内に確保している駐車場は来客用駐車場と社員駐車場を兼ねているものの手狭であるため、当該地に6台分の社員駐車場を確保されます。造成工事については、現状が畑地であり、新たな盛土はありません。表土鋤取り後、碎石敷き均しにより地盤整備されます。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、畑地であり、整備面積も少ないことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号38については、議席8番山崎委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。岡崎推進委員と現地確認を行ったところ、周辺に何の影響もないことから妥当と思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。事務局の説明の通りです。農地利用最適化推進に支障なしと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号38について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号38については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号40について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号40番について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲渡人は申請地の真向かいに居住しており、家族用の駐車場として2台分を確保されます。新たな造成工事はなく、南側に向けて地盤勾配がとられた上で整地されており、道路構造物で縁切りされています。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、申請地が道路と雑種地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。  
農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号40については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。事務局より説明があった通りです。8月25日に小川推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は関東に居住されており、譲受人は以前より駐車場として利用したいことを話されていました。申請地は譲受人の家の向かい側にあり、防犯の観点からも最適です。周辺地域への影響もなく、問題がないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事務局 代読します。申請地は、宅地と道路に囲まれた小さな立地で天水のみで農業を数十年されてきました。地域が進める農地利用最適化推進に支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号40について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号40については、許可とすることに決定いたします。  
議案第76号については以上であります。

議 長 続きまして、議案第77号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第77号について説明します。今月の決定は4件です。10ページの利用権等設定総括表をご覧ください。所有権移転の面積は、9,548平方メートルです。買い手、売り手、農地の所在、面積、期間等は、11ページの利用権設定

等の明細のとおりです。次に買い手の農地台帳による経営状況は、12ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、議案第77号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第77号については、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第77号については以上であります。

議長 　続きまして、**議案第78号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第78号について説明します。農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更は2件で全て除外であり、土地の所在・面積、変更の理由等については14ページのとおりです。計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員も確認の上申請されているものであり、全体では14ページ下段のとおり、除外が14,442平方メートルの計画変更です。対象地の位置関係は、別冊の11条公告、甲賀農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）（案）の資料のとおりです。番号1番、2番は関連しており、甲賀町鳥居野および大原中地先において、工業用地とするための除外予定地です。

市の都市計画マスタープランにおいて、新産業用地検討ゾーンと位置付けられており、西側隣接地は新名神甲賀工業団地第1期整備区域として既に完売し、引き続き事業用地の需要が見込まれることから、今回を第2期整備区域として進め

られます。地権者は事業に賛成されており、今後、12月に市街化区域に編入される予定です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」につきまして、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　9番勝井です。別冊において申請地はどこになるのでしょうか。

事務局 　別冊において申請地が不明確となっていましたので、タブレットで再度配信させていただきます。

議長 　他にご質問等もないようですので、議案第78号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第78号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。  
議案第78号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件1「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に5件の提出がありました。提出された地域は、土山町黒滝、甲賀町小佐治、甲南町葛木・上馬杉・杉谷（新田）です。詳細については、地域計画参考資料のとおりです。なお、策定済件数は7件です。

農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　無いようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、該当が無かった旨、市に報告します。

議長 　報告案件は以上です。

これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議 長 続きまして、「6. 報告事項」に入ります。  
「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。

事 務 局 広報委員会ですが、10月7日の9時から行われました。このことについて、  
委員長より補足等がありましたらお願いします。

委 員 長 2月号の記事担当を決めましたのでよろしくお願いいたします。

事 務 局 続きまして、意見書検討委員会は総会後に行いますので、対象の委員につきま  
しては出席をお願いします。

続きまして、事務局報告事項に入ります。

- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・農業委員の募集
- ・経過と予定

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺  
いします。

委 員 長 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。